

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成24年(2012年)10月21日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】加害車両の任意保険会社Xが、被害者側に支払った自賠責保険の保険会社Yに対し自動車損害賠償保障法15条所定の保険金の支払を請求した事案。同法16条の3第1項規定の支払基準によることなく保険金額を算定し支払を命じることができるとして請求を棄却(平成24年10月11日最高裁)

【2】福島第一原発事故後により休業等を余儀なくされたとして東京電力に対し原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づく損害賠償金の仮払いを求めた事案。損害賠償金の仮払いを受けなければ倒産、廃業等の危機に瀕しているという状況にないとして申立を却下(平成23年6月29日東京地裁)

【3】ごみ処理広域化に参加していた地方公共団体の1つが、処理広域化事業見直しを掲げた新町長のもとで協議会から離脱したため、他の地方公共団体が損害賠償を請求。当該団体は事業実現に向けて誠実に取り組むべき信義則上の義務を負うとして請求を一部認容(平成23年12月8日横浜地裁)

【4】マンション上階世帯の騒音によって妻が体調不良になったとして騒音の差止と損害賠償を請求した事案。一定時間帯40dB(A)を超えない限度の騒音の差止を認め、そのほか慰謝料、治療費、騒音測定費用などを損害として請求を一部認容した(平成24年3月15日東京地裁)

【5】債権譲渡の効力が及ばない債務者から、元の債権者(債権譲渡人)へ支払われた過払金について、これも含めた信託債権の譲受人は、譲渡対価として受益権を付与しており、過払い金も含めた債権譲渡人からの弁済金の受領が不当利得とはならないとされた事例(平成24年4月19日東京地裁)

(商事法)

【6】株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると判示(平成24年10月12日最高裁)

(知的財産)

【7】スマートフォンを販売するXはその操作方法を表す「MULTI-TOUCH」を商標登録出願したところ、特許庁が単に商品の品質、機能を表示するに過ぎないとして拒絶査定したためその取消を求めた事案。自他商品の識別機能を有しないとして請求が棄却された(平成23年12月15日知財高裁)

【8】「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」とする発明の特許権を有する原告が特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金の支払等を請求した事案。シンクロに用いる「メディア情報」に関して構成要件の充足性等が争点となり原告の請求を棄却(平成24年8月31日東京地裁)

【9】原画のイラストの著作者である原告が被告寿屋の商品に付されたイラストが著作権などの侵害に当たるとして差止を求め、被告寿屋による複製権及び譲渡権の取得時効の成否が争点となった事案。取得時効の成立が否定され、原告の請求が容認された(平成24年9月27日東京地裁)

【10】「糖尿病または糖尿病性合併症の予防・治療用医薬」とする発明についての特許権を有する原告が、被告ら各製品の製造、販売等の各差止等を請求した事案。被告らの行為について特許法101条2号の間接侵害が成立するかが争点となったが請求が棄却された(平成24年9月27日大阪地裁)

【11】書籍マーカ一部分についての著作物性はないとして著作権侵害を認めず、業務委託契約期間満了後1年以内に事業を開始したのは競業避止義務条項違反とする請求についても公序良俗違反として、いずれの請求も棄却された事例(平成24年9月28日東京地裁)

(民事手続)

【12】破産者Aが破産手続開始の申立前にした債務の弁済につき、破産管財人Xによる支払停止後の弁済(Aの代理人が債権者一般に対して出した債務整理開始通知は支払停止に当たる。)であるとす否認権の行使が認められた事例(平成24年10月19日最高裁)

【13】遺族厚生年金の不支給決定処分処分の処分取消訴訟について、処分庁(社会保険庁)の廃止などの理由による管轄違いによる移送申立が却下された事例(平成24年6月26日高知地裁)

【14】新株発行無効の確定判決に対し、株主Xは同訴訟の係属をXに知らせずに判決を確定させ権利が害されたとして、民訴338条1項3号に準ずるとして再審を求めた。原決定がXの請求を棄却したため抗告したが棄却された事例(平成24年8月23日東京高裁)

(刑事法)

【15】簡裁で自動車運転過失傷害被告事件の被告人に対し略式命令が発付されたが発令の請求に係る起訴を行った検察事務官が検察官事務取扱の職務命令の発令を受けていなかったことが判明し、当該略式命令は控訴棄却すべきであったとして非常上告が認められた事例(平成24年9月18日最高裁)

【16】無期懲役で服役中の者の再審開始が決定し、刑の執行が停止されたが、検察官は刑の執行停止決定に対して抗告及び執行停止を申立てたところ、抗告の可否が争われ、刑訴法448条2項による刑の執行停止決定に対しては同法419条による抗告ができると判示された(平成24年9月18日最高裁)

【17】選任された成年後見人が業務上占有する成年被後見人所有の財物を横領した場合刑法244条1項は準用されない、また成年後見人と成年被後見人との間に刑法244条1項所定の親族関係があることを量刑上酌むべき事情として考慮するのは相当ではないと判示(平成24年10月9日最高裁)

【18】万引窃盗事犯で懲役刑の執行猶予期間中に万引をして起訴され、公判中にも同犯行に及んだ事案につき、摂食障害の犯行への寄与と、両親が治療費援助を約束し被告人も治療に取り組む姿勢がある等の情状を指摘し原判決の実刑を破棄、保護観察付執行猶予とした(平成22年10月28日東京高裁)

【19】海上自衛隊の護衛艦との衝突により漁船が覆没し乗員2名が死亡した事案で、当直士官甲と乙が、業務上過失往來危険罪及び業務上過失致死罪に問われた事案。護衛艦は海上衝突予防法15条の避航義務を負っていないとして同罪の成立を否定した事例(平成23年5月11日横浜地裁)

【20】被告人がインターネット上の掲示板を通じて猫を騙し取り殺傷することを繰り返した事案で、動物の愛護及び管理に関する法律違反の罪だけでなく殺傷目的を隠して猫を譲り受けたことにつき詐欺罪で起訴され保護観察付執行猶予判決が言い渡された事例(平成24年5月23日横浜地裁川崎支部)

(公法)

【21】平成22年7月施行の参議院選挙当時選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態だったが、上記選挙までに不均衡を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず憲法14条1項等に違反するとはいえないと判示(平成24年10月17日最高裁)

【22】イラン人の控訴人(実母)の控訴人子は日本で医業を営む実母の実兄(C)及びその妻と養子縁組しているが、離婚した控訴人が控訴人子をつれてイランに帰国した場合控訴人の生活は困窮するものと予想されるので控訴人子については在留特別許可を認めた事例(平成23年5月11日東京高裁)

【23】株式会社X(マリナー施設の経営等)が、その設立中に、一部事務組合から当該地域について使用許可を得ていた業者の港湾施設使用料の滞納分を第三者納付したが、その納付を無効として返還を求めた。地方税法20条の6により納付は有効とし請求が棄却された事例(平成23年7月7日福岡高裁那覇支部)

【24】農地法3条による許可申請に対し、農業委員会が農地法3条2項2号及び同号の2の各不許可事由に当たるとした本件不許可処分を適法とした事例(平成24年3月7日東京高裁)

【25】処分庁(外務省)に対する情報開示請求に対し、該当する文書を保有していないことを理由とした不開示決定に対する不服を認めなかった事例(平成24年3月15日東京高裁)

【26】宗教法人の控訴人が同じく宗教法人のAに無償貸与していた不動産(本件課税土地)を課税対象として固定資産税及び都市計画税の賦課処分がなされたため取消を求めたが、境内地に墓地は含まないとして、請求が認められなかった事例(平成24年3月28日東京高裁)

【27】平成15年の台風で川が氾濫して浸水被害を受けた地元住民らが、河川事業所職員を退避させる際に樋門閉鎖の指示を怠った違法行為があったなどとして国に対し損害賠償、慰謝料等の支払を求めた事案。請求の一部を認容した原審の判断を相当として国の控訴を棄却(平成24年9月21日札幌高裁)

【28】税理士の消費税の計算誤りのため消費税及び地方消費税を過少申告したことによる損害賠償事案につき、過少申告加算税及び延滞税の損害は認められたが、損害が填補された後の法人税等の増加にかかる損害賠償は認めなかった事例(平成22年12月8日東京地裁)

【29】公立中学校2学年の女子生徒X及びその両親は、生徒指導と称してXの頭髪を黒色に染髪する体罰を受けたとして同校を設置管理するY地方公共団体に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求したが教育的指導の範囲を逸脱したものとはいえないとして請求を棄却(平成23年3月28日大阪地裁)

(社会法)

【30】条件附採用された公立学校教員が1年経過後に免職処分を受けたため処分取消訴訟を提起し免職処分の執行停止を求めこれが認容されたが,抗告審においては原審判断が変更され給料不払部分の一部の効力の停止を認めた(平成24年7月12日東京高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成24年10月11日 最高裁HP

平成23年(受)第289号 自賠責保険金請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121011144030.pdf>

(要旨)

死亡した被害者の過失割合が8割の自動車事故において、被害者の過失を6割とした和解に基づいて被害者側に1500万円の保険金を支払った加害車両の任意保険会社Xが、被害者側に1500万円を支払った自賠責保険の保険会社Yに対して自動車損害賠償保障法15条所定の保険金(2100万円)の支払を請求する訴訟において、裁判所は、同法16条の3第1項が規定する支払基準によることなく保険金の額を算定して支払を命じることができるとして、Xの請求を棄却した事例。

(理由)

自賠法16条1項に基づいて被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を請求する訴訟において、裁判所は、同法16条の3第1項が規定する支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることができるというべきである(最高裁平成17年(受)第1628号同18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号1242頁)。そして、同法15条所定の保険金の支払を請求する訴訟においても、上記の理は異なるものではないから、裁判所は、上記支払基準によることなく、自ら相当と認定判断した損害額及び過失割合に従って保険金の額を算定して支払を命じなければならないと解するのが相当である。

(2) 東京地判平成23年6月29日 金法1954号128頁

平成23年(ヨ)第1099号 仮払仮処分命令申立事件(申立却下)

本件は、X1社及び同社の代表取締役であるX2が、東日本大震災により、東京電力株式会社が設置し、運転する福島第一原子力発電所の一部の発電機において原子炉の炉心冷却機能を喪失する事故が発生し、付近の住民に対し原子力災害対策特別措置法所定の避難指示がされたため休業等を余儀なくされたとして、東京電力株式会社に対し、それぞれ原子力損害の賠償に関する法律3条1項の損害賠償請求権に基づく損害賠償金の仮払いを求めた事案である。

本決定は、Xらによる損害賠償金の仮払いを求める仮処分の申立ては、その被保全債権の疎明はあるものの、現時点において、X2個人については、東京電力株式会社から仮払補償金として金100万円を受領していることなどに照らすと、損害賠償金の仮払いを受けなければその生活が直ちに破綻するような状況にあるとまではいえず、また、X1社についても、政府の政策により、中小企業に対していくつかの支援策が打ち出されたこと、損害額の一部について仮払補償金の支給が決定されたことなどに照らすと、損害賠償金の仮払いを受けなければ、倒産、廃業等の危機に瀕しているというような状況にあるとまではいえない判示の事実関係の下においては、保全の必要性を欠くとして、Xらの申立をいずれも却下した。

(3) 横浜地判平成23年12月8日 判例時報2156号91頁

平成21年(ワ)第415号・430号 損害賠償請求事件 一部認容・一部棄却(控訴)

ごみ処理広域化(共同処理)に関する協議会の設立及びその後の協議に参加し、地方自治法第284条第2項に基づく一部事務組織設立等のための覚書作成に関与した地方公共団体の1つが、その後もごみ広域処理を実現するための具体的作業を進めていたにもかかわらず、ごみ処理広域化の見直しを公約の1つに掲げた候補者が町長に当選したため、協議会から離脱し、その結果同協議会が解散した事案において、他の地方公共団体が離脱した地方公共団体に対して損害賠償請求を行ったところ、一部事務組合の形によるごみの広域処理を行う旨の法的拘束力ある合意が成立しており(債務不履行)、協議会設立の時点でもごみ処理広域化実現に向けて誠実に取り組むべき信義則上の義務を負うにいたった(不法行為)として、離脱団体に損害賠償責任を認め、損害については、人件費との相当因果関係は認めず、協議会経費の3分の1程度につき相当因果関係を認め、請求が一部認容された事例。

(4) 東京地判平成24年3月15日 判例時報2155号71頁

平成20年(ワ)第37366号 騒音防止等請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

X1は、平成17年12月、都内に所在するマンション104号室を購入して家族と居住するようになり、Yは、同18年4月、真上の204号室に居住するようになった。ところがYの子は、平成18年4月以降深夜まで204号室内を走り回って騒音を発生させ、それがため妻であるX2がストレスのため体調不良になったとし、XらがYに対して所有権ないし人格権に基づき、騒音の差止と損害賠償を請求した。

本判決は、騒音は受忍限度を超えるものとして不法行為を構成するとし午後9時から翌日午前7時までの時間帯は40dB(A)を超えて到達させてはならない等の限度で騒音の差止を認め、またX1及びX2のそれぞれに慰謝料各30万

円、X2の治療費2万4890円、騒音測定費用64万500円等を損害であるとしてXらの請求を一部認容した。

(5) 東京地判平成24年4月19日 判例時報2157号43頁

平成23年(ワ)6580号 不当利得返還請求事件,棄却(控訴)

本件債権譲渡については、平成17年6月28日に債権譲渡登記がされ、本件取引終了後の平成20年5月23日頃に本件債権譲渡通知がされたものであり、債権譲渡登記の効果は債務者に及ばないため(特例法4条1項)、本件取引の時点においては、本件貸金債権の債務者である原告との関係では、譲渡人であるアエルが本件貸金債権の債権者たる地位を有しており、本件弁済金の充当関係を定める当然充当合意と本件貸金契約もアエルと原告の間に存続していた。そして、弁済は準法律行為であるところ、原告は本件取引の時点で本件債権譲渡の事実を知らなかったことを認めている上、本件弁済金をアエル名義の銀行口座に送金していたのであるから、アエルを債権者と認識して、本件弁済をしていたものである。そうすると、本件弁済金に係る給付は原告からアエルにされており、かかる給付による利得はアエルに生じたものと認められ、被告は本件弁済金による給付利得の当事者とはならない。被告が管理する本件信託口座に対する回収金の送金はアエルが行ったものであり、原告と被告との間には直接の給付関係は認められない。

本件信託口座への回収金の送金はアエルと被告との間の給付関係であるところ、被告は、アエルからの送金を本件信託契約等に基づき受領しているのであるから、被告の利得には法律上の原因があるというべきである。契約に基づいて給付された利得が対価関係を欠くため、第三者との関係で法律上の原因を欠くと評価されることはあるが(最高裁平成7年9月19日第三小法廷判決・民集49巻8号2805頁参照)、本件の場合、被告は、信託債権の譲渡を受ける対価として、アエルに対して受益権を付与し、アエルは優先受益権を投資家に売却して多額の譲渡代金を得ているのであって、アエルからの回収金の大部分は優先受益権者に対する配当に充てられたのであるから、被告の利得(本件信託契約等に基づいて回収金の送金を受けること)は対価関係を欠くものとはいえず、この点からも法律上の原因に基づくものであることを否定できない。

また、本件のように本件弁済の当事者である原告とアエルとの間では給付に法律上の原因が認められない場合において、かかる給付の当事者でない第三者(本件では被告)が当該給付に係る金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失があるときには、上記金銭の取得は、給付をした者に対する関係においては、法律上の原因がないものと解する余地があるが(前記最高裁昭和49年9月26日第一小法廷判決参照)、本件更新契約において、アエルは、信託債権について貸金業の規制等に関する法律の要件を遵守していることなどを表明及び保証している上、本件貸金債権以外にも多数かつ多額の債権(過払いの状態になっていないものも多数あると推認される。)が信託債権に含まれているものと認められることからすると、本件貸金債権に係る過払金が生じており、かつ、それがアエルから本件信託口座に送金された回収金に含まれていることについて被告に悪意又は重大な過失があったものとは認められない。

【商事法】

(6) 最二判平成24年10月12日 最高裁HP

平成22年(受)第622号 詐害行為取消請求事件 (棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012115428.pdf>

(要旨)

株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることができない新設分割株式会社の債権者は、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができる。

(理由)

会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社(以下「新設分割株式会社」という。)の債権者保護規定が設けられているが(同法810条)、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社(以下「新設分割設立株式会社」という。)にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存する。詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。

【知的財産】

(7)知財高判平成23年12月15日 判例タイムズ1377号193頁

平成23年(行コ)第10207号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111216130840.pdf>

Xは、マルチタッチと呼ばれる操作方法を採用したスマートフォン等を販売しており、その発売とほぼ同時期に「MULTI-TOUCH」の標準文字からなり指定商品を第9類の携帯電話、コンピュータ等とする商標登録出願をしたが、特許庁は、本願商標と同音の「マルチタッチ」や同じ綴りの「multi-touch」が「複数の指を用いて画面の操作を行うことができる入力方式」を表すものとして取引上普通に使用されており、単に商品の品質、機能を表示するに過ぎないので、商標法3条1項3号に該当し、上記入力方式を採用しない商品に使用した場合には商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるので同法4条1項16号に該当するとして拒絶査定をする等したため、Xは同取消を求めた。本判決は、「マルチタッチ」又は「Multi-Touch」の文字は、遅くとも平成15年までには複数のタッチパネル等の開発者によって上記入力方式を示すものとして使用されており、同入力方式に対応するタッチパネルがXの「iPhone」等により採用されたことにより一般にも注目され、本件審決時までには、用語辞典等にも収録され、パソコン等の各種商品について、製造会社はもとより出版社や新聞社等においても、上記の入力方式を示す用語としての使用が広がったことが認められるとし、そうであれば、本願商標に接した上記商品の取引者等は、上記の入力方式を意味するものとして理解するのであって自他商品の識別機能を有しないと、請求を棄却した。

(8)東京地判平成24年8月31日 裁判所HP

平成23年(ワ)第27941号 損害賠償請求事件 特許権 民事訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120905110711.pdf>

「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」とする発明についての特許権を有する原告が、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金の支払等を請求した事案であり、シンクロに用いる「メディア情報」に関して構成要件の充足性等が争点となったが、原告の請求を棄却した事案。

本件発明である「メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なコンテンツの1つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの属性として少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を備えており、品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、及び総時間のうちの少なくとも1つが含まれており、前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定し、両者が不一致の場合に、両者が一致するように、前記メディアコンテンツのシンクロを行なう方法。」に基づいて、原告は、被告各製品及びパーソナルコンピュータが、本件発明の「メディア情報」の一種である「品質上の特徴」に含まれる「総時間」を比較して、メディアアイテムのシンクロ処理をしているとして、被告方法は構成要件を充足すると主張する。

しかしながら、被告各製品は、「Kies」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で音楽ファイルのシンクロを行うに当たり、ファイル名とファイルサイズを用いて、それぞれの音楽ファイルの一致・不一致を判定しているものであって、タイトル名、アーティスト名及び総時間の比較を行っておらず、音楽ファイルのタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロが行われないことが認められる。

よって、被告方法において、「総時間」の比較によってメディアアイテムのシンクロがされているとの原告の主張は採用することができない。

(9)東京地判平成24年9月27日 裁判所HP

平成22年(ワ)第36664号 著作権侵害差止等請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121003120034.pdf>

原画のイラストの著作者である原告が、被告寿屋の餃子・焼売の商品の箱として被告イラストが付された紙製のカートンを使用した餃子・焼売の商品を販売する行為は、原画のイラストについて原告が保有する著作権(複製権、譲渡権)及び著作者人格権(氏名表示権)の侵害行為に当たるなどと主張して、被告寿屋に対し、著作権法112条1項及び2項に基づき、被告各イラストを使用した商品包装等の製作、頒布等の差止等を求めた事案で、被告寿屋による複製権及び譲渡権の取得時効の成否が争点となった。

時効取得の要件としての複製権又は譲渡権の継続的な行使があるというためには、外形的に著作権者と同様に複製権又は譲渡権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていることを要するものというべきであり、また、民

法163条にいう「自己のためにする意思」は、財産権の行使の原因たる事実によって外形的客観的に定められるものであって、準占有者がその性質上自己のためにする意思のないものとされる権原に基づいて財産権を行使しているときは、その財産権の行使は「自己のためにする意思」を欠くものというべきである(複製権につき、最高裁判平成9年7月17日第一小法廷判決・民集51巻6号2714頁参照)。被告寿屋は、原告が、本件原画を基に制作された被告イラストを被告寿屋が販売する餃子・焼売の商品のパッケージに印刷して使用することを承諾したことに基づいて、餃子・焼売の商品の販売を開始し、これを継続したものであるから、被告寿屋においては、その性質上自己のためにする意思のないものとされる権原に基づいて財産権(複製権又は譲渡権)を行使したものであり、「自己のためにする意思」を欠くものといえる。

また、被告寿屋が、本件各イラストについて他者に利用許諾をして許諾料を得たり、他者による本件各イラストの利用の差止めを求めるなど、外形的に著作権者と同様に複製権又は譲渡権を独占的、排他的に行使していたことをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠はないので、本件各イラストの複製権及び譲渡権について取得時効の成立が否定され、原告の請求が容認された。

(10)大阪地判平成24年9月27日 裁判所HP

平成23年(ワ)第7576号,同第7578号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121005161748.pdf>

「糖尿病または糖尿病性合併症の予防・治療用医薬」とする発明についての特許権を有する原告が、被告ら各製品の製造、販売等の各差止等を請求した事案であり、被告らの行為について特許法101条2号の間接侵害が成立するか等が争点となったが、請求が棄却された事案。

本件特許発明の特許請求の範囲は、「ピオグリタゾンまたはその薬理学的に許容しうる塩」と、本件併用医薬品とを「組み合わせてなる糖尿病または糖尿病性合併症の予防・治療用医薬。」というものである。なお、「組み合わせる。」とは、一般に、「2つ以上のものを取り合わせてひとまとまりにする。」ことをいい、「なる」とは、「無かったものが新たに形ができて現れる。」「別の物・状態にかわる。」ことをいうものと解される。したがって、「組み合わせてなる」「医薬」とは、一般に、「2つ以上の有効成分を取り合わせて、ひとまとまりにすることにより新しく作られた医薬品」をいうものと解釈することができる。

特許法101条2号の「物の生産」は、「発明の構成要件を充足しない物」を素材として「発明の構成要件のすべてを充足する物」を新たに作り出す行為をいう。すなわち、加工、修理、組立て等の行為態様に限定はないものの、供給を受けた物を素材として、これに何らかの手を加えることが必要であって、素材の本来の用途に従って使用するにすぎない行為は含まれない。

被告ら各製品が、それ自体として完成された医薬品であり、これに何らかの手が加えられることは全く予定されておらず、他の医薬品と併用されるか否かはともかく、糖尿病又は糖尿病性合併症の予防・治療用医薬としての用途に従って、そのまま使用(処方、服用)されるものであることについては、当事者間で争いが無い。

したがって、被告ら各製品を用いて、「物の生産」がされることはない。換言すれば、被告ら各製品は、単に「使用」(処方、服用)されるものにすぎず、「物の生産に用いられるもの」には当たらない。

(11)東京地判平成24年9月28日 裁判所HP

平成23年(ワ)第14347号 著作権侵害停止等請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012155301.pdf>

各種国家資格・公務員試験受験指導等を主たる業務とする原告が、司法書士試験受験対策講座における講師業務等に従事していた被告に対し、被告書籍のうち黄色マーカーで特定した部分は、原告書籍マーカー部分の複製に当たるものであるから、被告が、被告書籍を販売、頒布する行為は、原告の複製権(著作権法21条)及び譲渡権(同法26条の2)を侵害するものであると主張して、著作権法112条1項に基づき、被告書籍の販売・頒布及び上記サイト上における被告書籍マーカー部分の複製等の差止を求めるとともに、被告が、原告との業務委託契約期間満了後1年以内に、インターネットサイト上における司法書士試験受験対策講義配信等を内容とする事業を開始したことは、業務委託契約所定の競業禁止義務に違反すると主張して、債務不履行又は不法行為責任に基づき損害金の支払を求めた事案。

原告書籍マーカー部分は、比較的単純な法概念を法令の内容に従って整理し、図表化したというにとどまるものであり、著作物性を認めることはできないので、被告による著作権侵害は成立しない。また、本件競業禁止義務による制約の内容は、本件契約終了後1年間であって、一般的な競業禁止義務条項に比較して長期とは認められないものの、被告に対し払われた報酬が主として被告の実施した講義の対価であって、その中には本件講義ノートの著作権が原告に譲渡されることの対価が含まれていることにも照らせば、これをもって競業禁止義務の代償措置と認めることはできないので、本件競業禁止義務条項による制約が必要最小限度のものとは認められず、代償措置も執られていない以上、本件競業禁止義務条項は、合理的理由なく過大な負担を被告に一方的に課すものとして、公序良俗に反し、無効である、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(12) 最二判平成24年10月19日 最高裁HP

平成23年(受)第462号 否認権行使請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121019112528.pdf>

(要旨)

破産者Aが破産手続開始の申立前にした債務の弁済につき、破産管財人Xが、支払停止後の弁済であるとして破産法162条1項1号の規定により否認権を行使し、当該弁済を受けた債権者Yに対して、弁済金相当額等の支払を求める事案において、債務者の代理人である弁護士が債権者一般に対して債務整理開始通知を送付した行為が破産法162条1項1号イ及び3項にいう「支払の停止」に当たるとして、Xの請求が認められた事例。

(理由)

本件通知には、債務者Aが、自らの債務の支払の猶予又は減免等についての事務である債務整理を、弁護士らに委任した旨の記載がされており、また、Aの代理人である弁護士らが、債権者一般にあてて債務者等への連絡及び取立行為の中止を求めるなどAの債務につき統一的かつ公平な弁済を図ろうとしている旨をうかがわせる記載がされていた。そして、Aが単なる給与所得者であり広く事業を営む者ではないという本件の事情を考慮すると、上記通知には、Aが自己破産を予定している旨が明示されていなくても、Aが支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないことが、少なくとも黙示的に外部に表示されているとみるのが相当である。

(13) 高知地決平成24年6月26日 判例タイムズ1376号215頁

平成24年(行ク)第2号 移送申立事件(申立却下・確定)

高知県内居住のXが、故Aの内妻として社会保険庁長官に遺族厚生年金の裁定を請求したが、同庁が廃止され、その後、厚生労働大臣がXに対し当該年金の不支給決定処分をしたため、これを不服として、高知地裁に対し、当該処分の取消を求める訴えを提起したところ、国が、社会保険庁が廃止され日本年金機構が成立し、その下部機関も高知社会保険事務局が四国ブロック本部高知事務センターに変わるなどしたのを理由に、管轄違いを主張して当該事件を高松地裁に移送することを求めた。

本決定は、裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定めるものであるから、本件において、提起の時点で存在しない南国社会保険事務所(ないし高知社会保険事務局)の所在地を基準に管轄を認めることはできないが、高知事務センターは、機構の成立により社会保険庁の支分部局である高知社会保険事務局の組織や人員を引き継いだもので、本件において事案の処理に実質的に関与していたのであるから、行訴法12条3項の「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当し、同センター(高知県)を基準に管轄を定めることができるとして申立を却下した。

(14) 東京高決平成24年8月23日 金法1955号116頁

平成24年(ラ)第904号 再審請求棄却決定に対する抗告事件(抗告棄却)

Y1社の株主であるY2は、Y1を被告として新株発行不存在確認請求訴訟を東京地方裁判所に提起したが、この訴訟において、Y1がした新株の発行は、新株予約権の行使に際してなされるべき払込みが仮装された無効なものであるとする判決が言い渡され、確定した。これに対して、Xは、上記判決はXに対しても効力を有するものである(会社法838条)が、Yらは上記訴訟の係属をXに知らせずに判決を確定させ、これによってXの権利が害されたと主張し、上記判決には民事訴訟法338条1項3号の代理権欠缺に準じた再審事由があるとして、独立当事者参加の申出をした上、Yらを被告として、上記判決に対して再審の訴えを提起し、再審の開始を求めた。原決定がXの再審請求を棄却したため、これに対しXが抗告したのが本件である。

本決定は、現行の法体系において、判決の効力を第三者に対しても及ぼす場合には、当該訴訟の内容を考慮して、詐害判決がされたことを再審事由として認めるかどうかについても当該法律において規定しているのであり、その反面、そのような法律の定めがない場合には、詐害判決であることを独立の再審事由として認めることはできないとした上、Xの再審の訴えは、民事訴訟法338条1項各号に定める再審事由に該当する限度で認められるにすぎず、詐害判決であることを独立の再審事由として認める明文の規定がないにもかかわらず、これを民事訴訟法338条1項3号の代理権欠缺に準じた独立の再審事由として認めることはできないとして、Xの抗告を棄却した。

【刑事法】

(15) 最三判平成24年9月18日 最高裁HP

平成24年(さ)第1号 自動車運転過失傷害被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120928101143.pdf>

(要旨)

簡裁で自動車運転過失傷害被告事件の被告人を罰金20万円に処する略式命令が発付されたが、発令の請求に係る起訴を行った検察事務官が検察官事務取扱の職務命令の発令を受けていなかったことが判明した事案につき、当該略式命令に対する非常上告が認められた事例。

(判断)

本件略式命令の請求は、公訴提起の手續が規定に違反したため無効であり、本来、同裁判所としては、刑訴法463条1項、338条4号により公訴棄却の判決をすべきであった。

そして、公訴提起が権限ある者によって行われていなかったことは、手續の前提となる事実の誤認ではなく、手續そのものについての誤りであるから、同裁判所が原略式命令を発付したことは、同法454条の「事件の審判が法令に違反したこと」に当たると解するのが相当である。本件非常上告は理由がある。

(16) 最三決平成24年9月18日 最高裁HP

平成24年(し)第167号 刑の執行停止決定に対する原決定取消決定に対する特別抗告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120928102424.pdf>

(要旨)

刑訴法448条2項による刑の執行停止決定に対しては、同法419条による抗告をすることができる。

(判断)

申立人は、現住建造物等放火、殺人、詐欺未遂罪により無期懲役に処せられ、服役中の者であるが、再審開始決定がされた後、刑の執行停止決定がされた。検察官は、この再審開始決定に対し即時抗告を申し立てるとともに、刑の執行停止決定に対しても抗告及び裁判の執行停止を申し立てた。

原決定は、「刑訴法448条2項に基づく職権発動としての刑の執行の停止決定に対しては、刑訴法420条2項に準じて一般抗告ができる」旨判示した上、検察官の抗告申立には理由があるとし、刑の執行停止を認めた原々決定を取り消した。

そこで、刑訴法448条2項による刑の執行停止決定に対する抗告の可否が争いとなった。

刑訴法420条1項において特に即時抗告を許す旨の規定がある場合のほかは抗告をすることができないものと規定されている「訴訟手續に関し判決前にした決定」とは、判決を目標とする訴訟手續に関しその前提としてなす個々の決定をいうところ、同法448条2項による刑の執行停止決定は、再審開始決定がされたときに行うことのできる刑の執行に関する決定であって、再審開始手續又は再審開始後の審判手續において、終局裁判をするため、その前提としてなす個々の決定の一つではないから、「訴訟手續に関し判決前にした決定」又はこれに準ずる決定には当たらない。そうすると、上記の刑の執行停止決定については、同法419条の裁判所のした決定であり、不服申立を許さないとする特別の規定も存しないから、同条による抗告をすることができるものと解するのが相当である。

(17) 最二決平成24年10月9日 最高裁HP

平成24年(あ)第878号 業務上横領被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012094116.pdf>

(要旨)

1 家庭裁判所から選任された成年後見人が業務上占有する成年被後見人所有の財物を横領した場合、刑法244条1項は準用されない。

2 家庭裁判所から選任された成年後見人が業務上占有する成年被後見人所有の財物を横領した場合、成年後見人と成年被後見人との間に刑法244条1項所定の親族関係があることを量刑上酌むべき事情として考慮するのは相当ではない。

(判断)

本件は、家庭裁判所から選任された成年後見人であり、かつ、成年被後見人の養父である被告人が、後見の事務として業務上預かり保管中の成年被後見人の預貯金を引き出して横領したという業務上横領の事案である。

弁護人側は、被告人が成年被後見人の養父であることは、刑法255条が準用する同法244条1項の趣旨に鑑み、量刑判断に当たり酌むべき事情であると主張した。

家庭裁判所から選任された成年後見人の後見の事務は公的性格を有するものであって、成年被後見人のためにその財産を誠実に管理すべき法律上の義務を負っているのであるから、成年後見人が業務上占有する成年被後見人所有の財物を横領した場合、成年後見人と成年被後見人との間に刑法244条1項所定の親族関係があっても、同条項を準用して刑法上の処罰を免除することができないことはもとより、その量刑に当たりこの関係を酌むべき事情として考慮するのも相当ではないというべきである。

(18)東京高判平成22年10月28日 判例タイムズ1377号249頁

平成22年(う)第1352号 窃盗被告事件(破棄自判・確定)

被告人(女性。昭和55年生まれ)は、平成20年8月から同22年1月にかけて3回に渡りスーパーで食料品を万引した。被告人は平成19年7月に同種窃盗事犯で懲役刑の執行猶予判決を受けており、本件各犯行はいずれもその猶予期間中になされ、かつ、1回目の公判審理中に2回目、3回目の犯行に及んでいるところ、被告人は摂食障害(過食と嘔吐を繰り返す症状)に罹患しており、盗品は弁当等直ちに食べられる食料品に限られていた。本件では起訴前の簡易鑑定、弁護人による私的鑑定及び原裁判所による鑑定が実施されているが、本判決は、被告人の生活歴・病歴、犯行前の生活状況、犯行当時の病状、犯行状況等について詳細に認定した上で、3つの鑑定意見のうち、行動制御能力が著しく低下していたとの責任能力に関する部分は十分な根拠に基づいたものとはいえない等とし、本件各犯行当時、被告人には完全責任能力が認められるとしたが、犯行の動機形成については摂食障害の寄与が大きく、治療が必要であること、被告人の両親が治療に要する経済的援助を約束し被告人も治療に真剣に取り組む姿勢を示している等の情状を指摘し、実刑に処した原判決を破棄し、保護観察付執行猶予とした。

(19)横浜地判平成23年5月11日 判例タイムズ1376号220頁

平成21年(わ)第715号 各業務上過失往来危険、業務上過失致死被告事件(無罪・控訴) 護衛艦「あたご」・漁船「清徳丸」衝突事件

平成20年2月19日、神奈川県剣埼沖の公海上において、海上自衛隊の護衛艦「あたご」と、はえ縄漁船「清徳丸」とが、あたごの艦首が清徳丸の左舷部分にあたるという態様で衝突し、清徳丸の船体が2つに割れて履没して、同船の乗員2名が死亡し、衝突の十数分前まであたごの操艦業務に従事していた当直士官甲、引継を受けて衝突時に操艦業務に従事していた当直士官乙が、業務上過失往来危険罪及び業務上過失致死罪に問われた事案において、本判決は、護衛艦と漁船とは互いに進路を横切る関係にあり、護衛艦は漁船を右舷側に見る関係にあったが、護衛艦から見た漁船のコンパス方位に明確な変化がなかったとは認められないことなどから、護衛艦は海上衝突予防法15条の避航義務を負っていなかったとして、護衛艦の当直士官らについて業務上過失往来危険罪及び業務上過失致死罪の成立を否定した。

(20)横浜地裁川崎支部判平成24年5月23日 判例時報2156号144頁

平成23年(わ)第589号・同24年(わ)第40号・第123号 動物の愛護及び管理に関する法律違反、詐欺被告事件 有罪(確定)

被告人が、猫の保護活動に従事する個人等が譲受人探しのために利用していたインターネット上の掲示板を通じて、猫を騙し取り、殺傷することを繰り返した事案において、動物の愛護及び管理に関する法律違反の罪だけでなく、殺傷目的を隠して猫を譲り受けたことにつき詐欺罪で起訴され、被告人も争わず、これらの罪がいずれも認められ、懲役3年、5年間の保護観察付執行猶予判決が言い渡された事例。

【公法】

(21)最大判平成24年10月17日 裁判所HP

平成23年(行ツ)第64号 選挙無効請求事件(破棄自判)、平成23年(行ツ)第51号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121017181207.pdf>

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121017174644.pdf>

公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下で、平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたが(参議院選挙であることを理由として較差の平等が後退して良い理由がないこと、格差が5倍前後で推移していた経過等を詳細に指摘。)、上記選挙までの間に上記規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記規定が憲法14条1項等に違反するに至っていたということとはできない。

(22)東京高判平成23年5月11日 判例時報2157号3頁

平成22年(行コ)206号 各退去強制令書発付処分取消等請求控訴事件、一部控訴棄却、一部取消(上告棄却・上告不受理)

本件においては、控訴人子が六歳未満の当時から未成年者養子縁組の許可を求める手続が進められ、実父と控訴人母(実母)との間の離婚問題に決着が付くのに時間を費やして同手続が長期化した。控訴人子が八歳三か月のとき、控訴人母の実兄(C)及びその妻(甲野)と控訴人子との間において名実ともに養子縁組が成立した。そして、養父母は共に自治医科大学医学部大学院博士課程を修了し(Cは平成17年3月、甲野は平成21年3月に修了)、養母(甲野)は医師であり、現在は千葉県松戸市の病院に産婦人科医として勤務して相当の収入があり、養父(C)もイランの医師資格を有し(日本語の能

力向上を上げて日本の医師資格を取得し、甲野と共に医院を開業する希望を述べている。) ,平成18年4月から丁川大学農学部の受託研究員(動物の組換え遺伝子を研究)をしているから、控訴人子を養育する上で経済的環境、教育的環境ともに問題ないとみることができる。そうすると、控訴人子の福祉の観点からすると、養父母のもとで控訴人子の養育を継続することが望ましいと考えられる。

これに対して、控訴人子を控訴人母と共にイランへ帰した場合、離婚の経緯に照らせば、E(実父)が控訴人子の養育費を支払う可能性は低いと思われる上、控訴人母は特に職業上の資格、技術を持たず、稼働しても低賃金しか期待できないものと考えられ、また控訴人母の親族で頼れる者はCのみであり、イランに帰ってもC以外のものからの援助は期待できない(いとこがいるとしても、援助を期待できるかは不明である。)しかし、Cは今後も日本に居住する予定であり、控訴人子が控訴人母と共にイランに帰国した場合、C・甲野夫婦がイランに帰った控訴人子の生活や教育を日本から援助することは迂遠かつ困難であり、日本において同居して養育する状態には到底及ばないと解される。

以上本件にあらわれた諸事情、とりわけ本件養子縁組の存在及び控訴人子の生活実態、さらに帰国させた場合に予想される困難な状況等を考慮すれば、人道的見地からしても、控訴人子については在留特別許可を認めるのが相当というべきである。

(23)福岡高裁那覇支部判平成23年7月7日 判例タイムズ1376号153頁

平成23年(行コ)第1号 不当利得返還等請求事件,平成23年(行コ)第4号 同附帯控訴事件(取消,自判・上告受理申立)

マリーナ施設の経営等を目的とする株式会社Xが、Xの設立中、那覇港の港湾施設を管理する一部事務組合(地方自治法284条,286条)に対し、Xが一部事務組合から港湾施設の一部につき使用許可を得る以前に一部事務組合から当該地域について使用許可を得ていた業者の港湾施設使用料の滞納分約1800万円を第三者納付したことについて、Xが一部事務組合に対し、その納付を無効であるとして返還を求めた案件において、本判決は、一部事務組合を含む地方公共団体たる港湾管理者は、港湾施設使用料(港湾法44条1項,地方自治法225条)を、法律で定められた使用料として(地方自治法制定附則6条1号,港湾法44条1項),地方税の滞納処分の例により徴収することができ(地方自治法231条の3第3項),地方税の滞納処分の例によるという定めにより、納付義務の拡張を伴うものを除き、徴収金の収受に直接の関係を有する第三者納付の規定(地方税法20条の6)も準用されるので、本件第三者納付は有効であるとして、Xの請求を棄却した。

(24)東京高判平成24年3月7日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第243号 農地法3条に基づく所有権移転不許可処分取消請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121002085030.pdf>

(要旨)

農地法3条による許可申請に対し、農業委員会が農地法3条2項2号及び同号の2の各不許可事由に当たるとしてした本件不許可処分を適法とした事例。

(判断)

被控訴人(法人)は、農地(本件土地)の所有権を取得することについて、農業委員会(処分行政庁)に対し、農地法3条による許可申請(本件申請)をしたが、処分行政庁は、被控訴人に対し、被控訴人が取得後農地の全てについて耕作の事業を行うとは認められず(同条2項2号)、被控訴人は主たる事業が農業ではないから農業生産法人以外の法人がこれを取得する場合であること(同号の2)を不許可事由として、不許可処分をした。

本件は、被控訴人が、本件不許可処分は違法であると主張して、その取消を求めた事案である(一審は不許可処分の取消を認容。)

1 農地法3条2項2号の不許可事由について

被控訴人は、顧客に賃貸した花の木を植樹して育て、花を咲かせることを目的とした記念植樹園とする事業等(本件事業)を行うとしているが、認定した実態に照らすと、本件土地に施される一体としての人為的作業ないし一体としての土地利用は、一般に社会において作物を栽培する目的で行われているものとは相当異なる内容・程度のものといわざるを得ず、公園、庭園、花壇等の管理に類するものであって、作物を栽培する場合と同様の農業生産力の増進に寄与するとは認め難いものというべきである。

したがって、一体としての土地利用に着目して、これが作物を栽培する目的のものであると認めることはできない。

したがって、本件申請は、農地法3条2項2号所定の不許可事由に該当する。

2 農地法3条2項2号の2の不許可事由について

農地法2条7項1号によれば、農業生産法人であるためには、その法人の主たる事業が農業であることが必要であり、この要件を欠く法人は、同法3条2項2号の2の不許可事由に該当することになる。

被控訴人は、本件事業に基づく記念樹収入が事業全体の売上高の80%を超えることを理由として、被控訴人の主たる事業が農業であると主張する。

しかし、本件事業において被控訴人が本件土地に加える一連の人為的作業のうち、苗圃で行うものは耕作に当たるが、その余は耕作に該当しないこと、苗圃で行うものは、顧客に提供する記念樹の準備作業にすぎないことは、いずれも認定・説示したとおりである。そして、前記のとおり、顧客が支払う対価は、賃貸後の栽培のための作業に対する対価よりも、樹木を「葬送の標樹」として使用し又は所有して、当該土地部分を占有することに対する対価の方が常に高額となっている。そうすると、本件事業に基づく主たる収入は、「耕作の事業」によって得られるものとはいえず、他に、被控訴人が「耕作の事業」を主たる事業として営んでいると認めるに足りる証拠はない。

したがって、被控訴人が農地法所定の農業生産法人に当たるとはいえず、本件申請は、同法3条2項2号の2の不許可事由にも該当する。

(25)東京高判平成24年3月15日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第101号 外務省保有資料不開示決定処分取消請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成21年(行ウ)第119号)(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121002110745.pdf>

(要旨)

処分庁(外務省)に対する情報開示請求に対し、該当する文書を保有していないことを理由としてした不開示決定に対する不服を認めなかった事例

(判断)

本件は、控訴人が、「沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をしたのに対し、処分庁行政外務大臣が該当する文書を保有していないことを理由として不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)をしたため、その取消を求めた事案である。

控訴人は、控訴人の請求を棄却した原審を不服として控訴した。

本件不開示決定は適法であるものと判断した。

本件開示請求の対象となる文書(本件対象文書)は、本件文書 であると認められるが、同文書は、その形式上、外務省が定めた文書の保存及び廃棄に関する規程によって、永久保存されるべき文書に該当しているのみならず、実質的にも、我が国の政治、外交等に関する重要史料として位置づけられる公文書といえる。そして本件において、本件文書 は、昭和46年6月ころには、外務省がこれを保有するに至っていたことが証明されているところ、その後、本件不開示決定がされた平成18年4月27日の時点までの間に、紛失あるいは廃棄等による滅失その他により同文書が存在なくなったことまでの証明はない。しかし、本件文書 は通常の場合とは異なるごく特別な方法や態様等により保管、管理されていた可能性があることに加え、外務省に設置された調査チームや有識者委員会等による相当に徹底した調査によっても同文書を発見するに至らなかったことなど、証拠上認められる事実ないし事情を総合すると、政治的、外交的配慮等に基づく意図的なものであったか否かはともかく、同文書は、正規の手続を経ずして隠匿、廃棄等がされた相当程度以上の蓋然性があると認められる。したがって、外務省が、過去に本件文書 を保有していた事実が認められるからといって、これにより、本件不開示決定の時点においてなお同文書を保有していたと推認することはできず、結局のところ、行政組織としての外務省が上記時点において同文書を保有している事実については、本件全証拠によるもこれを認めるに足りないということになる。

原審及び当審における控訴人の主張を十分に斟酌しても、この結論を動かすことはできない(本件文書 が、通常の場合とは異なるごく特別な方法や態様により保管、管理されていて、正規の手続を経ずに廃棄等がされたとするならば、そのこと自体は、「法の支配」の下における行政組織の在り方としては極めて問題が大きいといえるが、本件の結論には影響しない。)。

(26)東京高判平成24年3月28日 裁判所(総合)HP

平成24年(行コ)第9号 課税処分取消請求控訴事件 (棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121002085936.pdf>

(要旨)

固定資産税及び都市計画税の賦課処分に対する取消請求を認めなかった事案。

(判断)

控訴人とAはいずれも宗教法人であり、控訴人がAに無償貸与していた不動産(本件課税土地)を課税対象として固定資産税及び都市計画税の賦課処分がなされたため、取消を求めたが原審では取消を認めなかった。

これに対し、控訴人とAは、本件課税土地は、遺骨埋葬、慰霊祭及び法要の際に住職等による読経などの儀式行事が行われるなど「宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地」(宗教法人法3条4号)として、地方税法348条2項3号の「宗教法人法第3条に規定する境内地」に該当するから、固定資産税及び都市計画税を賦課すべきではないと主張した。また、本件課税土地においては、上記読経等のほか、遺族がお祈りをするなど宗教目的のために利用され、儀式

行わないしこれに準ずる行為を行い、宗教の教義をひろめ信者を教化育成する行為と密接に関連する行為のために使用され、人の墓地と宗教的意義において差がなく、同号の「専らその本来の用に供する」に該当するものであることからすると、地方税法348条2項3号に該当すると主張した。

認定した本件課税土地の利用状況からすると、本件課税土地が、Aが宗教上の儀式行事を行うという専らその本来の用に供する土地であると認めることはできない。

また、地方税法が、宗教法人が保有する境内地の非課税に関し、同じく非課税とされている同法348条2項4号の「墓地」とは区別して、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内地」（同項3号）と規定し、宗教法人法3条各号においても「墓地」が含まれていないことからすると、地方税法348条2項3号が規定する「境内地」に、「墓地」が含まれないことは明らかというべきであって、本件課税土地が、その宗教的意義において人の墓地と差がないものであったとしても、同項3号に該当するものということとはできない。

(27)札幌高判平成24年9月21日 裁判所HP

平成23年(ネ)第300号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121002143316.pdf>

平成15年の台風10号通過時に沙流川が氾濫して浸水被害を受けた日高町富川北地区の住民らが、国において河川事業所職員(樋門操作員)を樋門から退避させる際に樋門閉鎖の指示を怠った違法行為があるなどと主張して、国に対し、国家賠償法1条1項又は2条1項に基づき、財産的損害の賠償や慰謝料等の支払を求めた事案について、請求の一部を認容した原審の判断を相当として、国の控訴を棄却した。

控訴審判決は、「樋門操作員は、洪水時にこそ、的確に水位を把握し、適切に樋門操作をするために、できる限り現場に留まることが期待されているというべき」とした上、当時の状況に照らし同操作員に切迫した危険が迫っている事情はなかったとし、樋門操作員が待避し樋門操作が適切にされなかった点を踏まえ、本件洪水の性質を「いわば内水氾濫と外水の逆流による洪水とが複合して生じた」とした。

(28)東京地判平成22年12月8日 判例タイムズ1377号123頁

平成20年(ワ)第28964号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後和解))

人材派遣業を営むXは、税務申告を委任した税理士Yに対し、Yが消費税及び地方消費税(消費税等)を誤って過少申告したため、過少申告加算税等の納付を要することとなったとして、債務不履行に基づく損害賠償を請求した。過少申告の原因は、Xの経理担当者が会計処理用のソフトウェアの設定を誤り、消費税等の額の算定において、本来課税仕入れ額に含まれない人材派遣対象者に対する賃金・給与等を課税仕入れ額に含めて合計額を算出した消費税集計表を作成し、Yが同資料に依拠して税務申告を行ったためであった。本判決は、YはXの経理担当者から、上記ソフトウェアの設定の際に課税区分の設定の適否について確認を依頼され、問題ないと回答していたこと、上記集計表によればそれまでの事業年度に比して課税仕入れ額が不自然に増加しており疑問を抱いてしかるべきであったにもかかわらず十分な調査確認を行っていないこと等から、Yの善管注意義務違反を認め、損害額については、過少申告加算税及び延滞税相当額等は認められたが、YからXに損害賠償金が支払われた後に、Xが納付を要することとなる法人税、住民税及び事業税の増額分については、同各税は法人の所得全体を基準として課せられるものであり損害賠償金が支払われることにより生じる財産的不利益であるとはいえず、また、Xの損害は損害賠償金の支払いにより填補されるものであり、一旦損害が填補された後、上記のような税が課せられたとしても、損害賠償制度により補填することが予定されている損害にはあたらないとして、これを認めなかった。

(29)大阪地判平成23年3月28日 判例タイムズ1377号114頁

平成20年(ワ)第17326号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

公立中学校2学年在籍の女子生徒X及びその両親は、同校教員により、生徒指導と称して、Xが、頭髪を黒色に染髪させられる体罰を受けたとして、同校を設置管理するY地方公共団体に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した。本判決は、Xは2学年1学期頃から服装が乱れ頭髪を脱色するなどして校則に違反し始め、教員らによる口頭の指導にも応じず、両親も家庭内の指導によりこれを指導・改善させることができなかつたところ、Xは本件染髪行為が行われることを承知しながら自ら保健室を訪れ、特に抵抗することなく染髪行為を受け入れており、同染髪行為の方法や態様もXの身体を拘束したり肉体的な苦痛を与えたりするものではなかつたとし、同染髪行為は教員の生徒に対する有形力の行使ではあっても、その趣旨・目的、方法・態様、継続時間等に照らし、社会的に相当と認められる範囲内のものであり、教育的指導の範囲を逸脱したものとはいえないので、国家賠償法1条所定の違法性を認めることができず、請求を棄却した。

【社会法】

(30)東京高決平成24年7月12日 判例時報2155号112頁

平成24年(行ス)第38号 執行停止決定に対する抗告事件 変更(確定)

Xは公立学校教員としてYに条件附採用されたが、1年の期間経過後に免職処分を受けたため、処分取消訴訟を提起したうえ、行政事件訴訟法25条2項に基づき、免職処分の効力の執行停止を求める本件申立をした。原審は、Xが重大な損害を避けるため緊急の必要があるとして免職処分の効力を停止する決定をしたので、Yが抗告した。

本決定は、条件附採用という成績主義の原則を貫徹するための採用であるという性質、採用時のXの45歳という年齢、経歴等からみてXが本採用とならない事態への備えがまったくなく、経済的に著しく困窮しているとする陳述書の記載はすべて真実であるとは認められず、免職処分の効力を停止することがXに生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めることはできないとして、原審の判断を否定し、その上で、Xの現状の資産及び収入では相当な困難が伴うことは認められ、本案に理由がないとみえるものとはいえないことも考慮すると免職処分に基づく給料不払部分の一部の効力を停止し、約6割に当たる25万円を9ヶ月分支払うという限度において、免職処分の効力の一部執行停止決定をした。

【紹介済み判例】

知財高判平成21年6月29日 判例タイムズ1376号205頁

平成20年(行ケ)第10427号 審決取消請求事件(容認・上告, 上告受理申立)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090701105204.pdf>

法務速報121号24番で紹介済み

最一小判平成23年7月7日 金法1954号115頁

平成22年(受)第1784号, 同年(オ)第1473号 不当利得返還請求, 民訴法260条2項の申立て事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110707151502.pdf>

法務速報123号1番で紹介済み

最一判平成23年7月8日 金法1954号115頁

平成22年(受)第1405号 不当利得返還請求, 仮執行の原状回復及び損害賠償の申立て事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110708113748.pdf>

法務速報123号2番で紹介済み

最一判平成23年7月14日 金法1954号111頁

平成23年(受)第332号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/201107141115151.pdf>

法務速報123号4番で紹介済み

広島高裁岡山支部判平成23年8月25日 判例タイムズ1376号164頁

平成22年(ネ)第41号 損害賠償請求控訴事件(変更・上告・上告受理申立)

法務速報135号4番で紹介済み

東京高判平成23年9月29日 判例タイムズ1377号79頁

平成22年(行コ)第183号 文書不開示決定処分取消等請求事件(取消, 自判・一部上告, 一部上告受理申立)

法務速報132号25番で紹介済み

最二判平成23年10月14日 判例タイムズ1376号116頁

平成20年(行ヒ)第67号 行政文書不開示処分取消請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111014112528.pdf>

法務速報126号22番で紹介済み

最二決平成24年2月13日 判例時報2156号141頁

平成22年(あ)第126号 秘密漏示被告事件 上告棄却

法務速報131号28番で紹介済み

最一判平成24年2月20日 判例タイムズ1376号108頁
平成22年(行ヒ)第278号 審決取消請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220122551.pdf>
法務速報130号24番で紹介済み

最一決平成24年2月22日 判例時報2155号119頁
平成22年(あ)第174号 詐欺,殺人,殺人未遂,現住建造物等放火被告事件 上告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120227091950.pdf>
法務速報131号32番で紹介済み

最二判平成24年2月24日 判例タイムズ1376号130頁
平成22年(行ヒ)第273号 労働災害補償金不支給決定処分取消請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120224161638.pdf>
法務速報131号42番で紹介済み

最二小判平成24年2月24日 金法1955号112頁
平成23年(受)第1039号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120224145519.pdf>
法務速報131号1番で紹介済み

東京高判平成24年3月9日 金法1954号121頁
平成24年(ラ)第266号 再生手続開始申立棄却決定に対する抗告事件(抗告棄却)
法務速報136号16番で紹介済み

最二判平成24年3月16日 金法1955号100頁
平成22年(受)第336号 第三者異議事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316164642.pdf>
法務速報131号3番で紹介済み

知財高判平成24年3月28日 判例時報2156号117頁
平成23年(行ケ)第10323号 審決取消請求事件 棄却(確定)
法務速報132号12番で紹介済み

最二決平成24年3月28日 判例時報2157号104頁
平成23年(許)第7号,株式買取価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件,抗告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121011102617.pdf>
法務速報132号10番で紹介済み

最二決平成24年3月28日 判例タイムズ1376号140頁
平成23年(許)第7号 株式買取価格決定申立て却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120402164958.pdf>
法務速報132号10番で紹介済み

最二判平成24年4月6日 判例時報2155号53頁
平成22年(受)第754号 建物明渡請求事件 上告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120406130732.pdf>
法務速報132号14番で紹介済み

最三決平成24年4月20日 判例タイムズ1376号147頁
平成24年(シ)第178号 弁護人の人数超過決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120424112049.pdf>
法務速報133号23番で紹介済み

最二判平成24年4月27日 判例時報2157号127頁
平成22年(行ヒ)第46号 不当労働行為救済命令取消請求事件,破棄差戻
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427141823.pdf>
法務速報133号33番で紹介済み

最二判平成24年4月27日 判例タイムズ1376号127頁
平成23年(受)第903号 地位確認等請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427135603.pdf>
法務速報133号32番で紹介済み

最二判平成24年4月27日 判例タイムズ1376号134頁
平成22年(行ヒ)第46号 不当労働行為救済命令取消請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427141823.pdf>
法務速報133号33番で紹介済み

最二判平成24年5月28日 判例時報2156号46頁
平成21年(受)第1567号 預金返還請求事件 一部破棄差戻,一部上告却下
法務速報134号12番で紹介済み

最二判平成24年5月28日 金法1954号100頁
平成21年(受)第1567号 預金返還請求事件(一部破棄差戻,一部上告却下)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120528134506.pdf>
法務速報134号12番で紹介済み

最三判平成24年5月29日 判例時報2155号109頁
平成22年(受)第2035号 求償金請求事件 破棄差戻
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120529113549.pdf>
法務速報134号1番で紹介済み

知財高判平成24年6月6日 判例時報2157号90頁
平成24年(行ケ)第10061号 審判請求書却下決定取消請求事件,棄却(確定)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120608133836.pdf>
法務速報134号9番で紹介済み

最三決平成24年6月28日 判例タイムズ1376号144頁
平成24年(シ)第25号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出不許可処分に対する準抗告決定に対する特別抗告事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120702104205.pdf>
法務速報135号17番で紹介済み

2. 平成24年(2012年)10月21日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

・なし

3.10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

秋武憲一 編著 青林書院 378頁 3,360円
概説 家事事件手続法

寺本吉男 編 信山社 98頁 1,575円
Q&A特例民法法人移行手続案内

遠藤元一 著 民事法研究会 429頁 4,200円
循環取引の実務対応 予防・発見から法的紛争処理まで

植草宏一/松嶋隆弘 編著 青林書院 370頁 3,570円
契約書作成の基礎と実践 紛争予防のために

菅野博之/田代雅彦 編 商事法務 322頁 3,990円
裁判実務シリーズ3 民事保全の実務

伊藤 隆 著 きんざい 564頁 4,935円
動産・債権譲渡登記 手続の実務対応Q&A

東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会 編 青林書院 562頁 5,040円
民事訴訟代理人の実務 証拠収集と立証

4.10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

松尾浩也/岩瀬 徹 編 青林書院 360頁 3,885円
実例刑事訴訟法 公訴の提起・公判

司法研修所 編 法曹会 273頁 3,800円
裁判員裁判における量刑評議の在り方について

藤田和子 著 中央経済社 272頁 2,940円
知らないと危ない輸入ビジネスの知的財産リスク

日本弁護士連合会 編 現代人文社 200頁 2,625円
法律家の国際協力 日弁連の国際司法支援活動の実践と展望

森山 満 著 中央経済社 184頁 2,310円
医療現場における法的対応の実務

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 306頁 3,000円
弁護士研修集中講座 割増賃金請求訴訟の知識と実務

5. 発刊書籍の解説

・「循環取引の実務対応 予防・発見から法的紛争処理まで」
循環取引の構造, 諸相, 財務分析視点での特徴, 典型的に循環取引の危険性がある取引, 循環取引をめぐる法的紛争と責任, 循環取引の発見方法・防止策等について解説されている。

・「弁護士研修中講座 割増賃金請求訴訟の知識と実務」
訴訟物, 請求の趣旨など訴訟を提起する際の基本知識や労働者側, 使用者側代理人として割増賃金請求訴訟の運営, 主張立証のポイント等について解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。